

## 上越市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき競争入札に参加する人及び団体の資格審査及び指名競争入札における指名業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

### (資格審査)

第2条 規程第3条又は第15条の規定により建設工事入札参加資格審査申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）の提出があったときは、規程第5条に定めるもののほか、次に定めるところにより審査するものとする。

- (1) 適格性 申請者が規程第2条、第14条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するか否かの審査を行い、資格のない人及び団体に係る申請書類は受理しない。
- (2) 申請書記載内容 申請書類の記載内容の不備の有無について審査を行う。
- (3) 工事施工能力 建設業者及び共同企業体の客観的事項についての審査及び最終数値の算出は、新潟県建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成7年5月26日何定）第2の1及び2の規定を準用する。ただし、主観的事項及び格付けの基準は、別表第1のとおりとする。

### (工事の種類)

第3条 発注する工事の種類と建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事の種類との対応関係は、原則として別表第2のとおりとする。

### (指名業者の選定等)

第4条 指名競争入札における指名業者の選定（以下「指名業者の選定」という。）は、発注する工事の種類に応じて法第3条第1項の規定により許可を受けている業者のうち、規程別表に規定する工事の級（以下「等級」という。）に適応する業者を別表第3に定める選定の基準により選定することを原則とする。

- 2 指名業者の選定は、市内に本社を有する業者を優先する。
- 3 その他指名業者の選定に当たっては、主観的要素、工事成績、工事経歴、賃金不払いの有無、工事現場事故、交通事故その他の選定に必要と認められる事項を考慮するものとする。
- 4 災害により緊急に必要とする工事、特殊な技術、経験及び機械を必要とする工事、極め

て軽微な工事その他特別な工事については、工事の等級を勘案し、規程第5条の規定により格付されている業者のうちから適当と認められる人及び団体を指名業者として選定することができる。

5 関連工事については、その等級にかかわらず、当該関連工事を施工した業者を指名することができる。

(指名業者数)

第5条 指名業者の数の基準は、次のとおりとし、区域、工事の種類等により適宜増減するものとする。

- (1) A級工事 14業者
- (2) B級工事 14業者
- (3) C級工事 12業者
- (4) D級工事 8業者

(選定標準)

第6条 指名業者の選定標準は、別表第4のとおりとする。

(事務取扱い)

第7条 申請書類の受理及び資格審査に関する事務は、契約検査課において行うものとする。

2 規程第5条の規定による通知は、建設工事施工能力審査結果通知書(別記様式)によるものとする。

3 資格審査の結果を公表する場合は、当該公表をもって前項の通知に代えることができる。

4 規程第5条に規定する入札参加資格者名簿は、その内容に変更等があったときは、その都度関係課等に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3の改正規定（同表5の項に3号を加える部分に限る。）は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年12月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年10月12日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1 (第2条関係)

等級	総合評点				
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	790点以上 (特定建設業許可者に限る。)	790点以上 (特定建設業許可者に限る。)	950点以上 (特定建設業許可者に限る。)	690点以上	710点以上
B	特定建設業許可者にあつては690点以上790点未満、一般許可者にあつては690点以上	特定建設業許可者にあつては700点以上790点未満、一般許可者にあつては700点以上	特定建設業許可者にあつては950点未満、一般許可者にあつてはすべての評点	690点未満	710点未満
C	610点以上 690点未満	600点以上 700点未満			
D	610点未満	600点未満			

備考

- 1 この表において「総合評点」とは、法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。
- 2 次のいずれかに該当する人及び団体については、該当する要件ごとに主観的事項の評点として10点ずつ加算した総合評点を適用する。
  - (1) 過去2年間の本市の発注工事の優良工事受賞者
  - (2) 男女共同参画の促進に資するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づき育児休業制度及び介護休業制度を実施し、次のいずれかの措置を講じている人及び団体
    - ア 同法第24条若しくは第27条に規定する措置又はこれに準ずる措置
    - イ 同法第15条第1項、第16条の2第1項、第16条の5第1項又は第23条第3項に規定する日数を超える措置
  - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者（法定雇用障害者数が0人の場合にあつては、1人以上の障害者）を雇用している人及び団体
  - (4) 労働安全衛生マネジメントシステム規格の認証取得者
  - (5) 上越市消防団協力事業所認定制度において認定された人及び団体
  - (6) 過去2年間の本市内公共施設等の除雪業務受託者

- (7) 一般財団法人持続性推進機構（I P S u S）エコアクション21中央事務局によるエコアクション21を認証登録している人及び団体（I S O 1 4 0 0 1 認証取得者を除く。）

別表第2（第3条関係）

発注工事の種類と建設工事の種類との対応表

発注工事の種類		建設工事の種類
区分	細分	
一般土木		土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
道路工事	道路、新設改良工事 ほ装工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 ほ装工事
橋梁工事	橋梁架設工事 橋梁下部工事 鋼橋上部工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事
河川砂防工事	河川工事 ダム工事 水門・ゲート製作据付工事 砂防工事 地すべり防止工事	土木一式工事 土木一式工事 鋼構造物工事、機械器具設置工事、◎電気工事  土木一式工事 土木一式工事、◎さく井工事
港湾海岸工事	防波堤工事 岸壁築造工事 海岸保全工事 しゅんせつ工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 土木一式工事 土木一式工事 しゅんせつ工事
特殊工事	潜かん工事 沈埋工事 ずい道工事 グラウト工事 法面保護工事  消雪施設工事 くい打ち工事 防水工事 さく井工事 取・浄水道施設工事 配水施設工事 下水処理施設工事 ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事 鉄筋加工組立工事 タイル張工事 コンクリートブロック工事 レンガ積み・張り工事 築炉工事 交通安全施設設置工事  ポンプ製作据付工事	土木一式工事 土木一式工事 土木一式工事 土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事、◎防水工事 土木一式工事、◎管工事、◎さく井工事 とび・土工・コンクリート工事 防水工事 さく井工事 土木一式工事、◎水道施設工事 土木一式工事、◎水道施設工事 土木一式工事、◎水道施設工事 土木一式工事、◎清掃施設工事 土木一式工事、◎清掃施設工事 鉄筋工事 タイル・れんが・ブロック工事 タイル・れんが・ブロック工事  タイル・れんが・ブロック工事 タイル・れんが・ブロック工事 ◎とび・土工・コンクリート工事、機械器具設置工事 機械器具設置工事、◎電気工事

発注工事の種類		建設工事の種類
区 分	細 分	
建築工事	不燃建築工事 木造建築工事 組立構造建築工事 曳家・解体工事 室内仕上工事 大工造作工事 左官工事 吹付工事 モルタル工事 足場仮設工事 基礎工事 石積・加工工事 屋根瓦ふき工事 スレート屋根ふき工 事 板金屋根ふき工事 サッシ取付工事 建具取付工事 シャッター取付工事 ふすま工事	建築一式工事、◎鋼構造物工事 建築一式工事 建築一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 建築一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 内装仕上工事 大工工事 左官工事 左官工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 屋根工事 屋根工事 建具工事、◎ガラス工事 建具工事、◎ガラス工事 建具工事 建具工事
電気工事	発電設備工事 送配電線工事 受変電設備工事 屋内電気設備工事 照明設備工事 信号設備工事	電気工事 電気工事 電気工事 電気工事 電気工事 電気工事
電気通信工事	電気通信線路工事 通信機械設置工事 放送機械設置工事 データ通信設備工事	電気通信工事 電気通信工事 電気通信工事 電気通信工事
消防施設工事	火災報知設備工事 漏電火災警報器設置 工事 非常警報設備工事 消火栓設置工事 スプリンクラー設置 工事 排煙設備工事 避難設備工事	消防施設工事 消防施設工事 消防施設工事 消防施設工事 消防施設工事 消防施設工事 消防施設工事
塗装工事	塗料塗付・吹付工事 道路区画線工事 布張仕上工事	塗装工事 塗装工事 塗装工事

発注工事の種類		建設工事の種類
区 分	細 分	
設備工事	冷暖房空調工事 給排水、給湯設備工 事 各種配管工事 浄化槽工事 厨房設備工事 昇降機設置工事 策道・クレーン設置 工事 プラント設備工事 用排水機設置工事 ダム用仮設備工事 冷凍冷蔵設備工事 化学設備の熱絶縁工 事 板金加工取付工事	管工事 管工事 管工事 管工事 管工事 機械器具設置工事 機械器具設置工事  機械器具設置工事 機械器具設置工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 熱絶縁工事 板金工事
造園工事	植栽工事 地被・地ごしらい工 事 緑地工事 庭園・公園設備工事 景石・石景工事	造園工事 造園工事 造園工事 造園工事 造園工事
土地造成工 事	盛土整地工事 切土整地工事 埋立整地工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事 ◎しゅんせつ工事
かんがい 排水工事	頭首工工事 ダム・溜池工事 用排水路工事 ゲート・水門工事  地すべり防止工事	土木一式工事 土木一式工事 土木一式工事 土木一式工事、◎鋼構造物工事 ◎機械器具設置工事、◎電気工事 土木一式工事

備考 左欄の発注工事の種類については、右欄の建設工事の種類の仕事の許可を受けていなければならない。ただし、発注工事が一式工事以外の専門工事であるときは、◎印を付した仕事の種類を許可を受けていなければならない。

別表第3（第4条関係）

指名業者選定基準

<p>1 不誠実な行為の有無</p>	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>(1) 上越市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成7年4月1日制定。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 本市の発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから、請負者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないなど請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる人及び団体として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。</p> <p>(4) 市民との信頼関係が明らかに損なわれており、請負者として不相当であると認められること。</p>
<p>2 経営状況</p>	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
<p>3 工事成績</p>	<p>過去2年間における上越市工事成績評定要綱（昭和58年4月1日制定）に規定する評価点等の工事成績を考慮するものとする。</p>
<p>4 当該工事に対する地理的条件</p>	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び市内での工事实績から見て、市内における工事の施工特性に精通し、工事の種類及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか否かについて考慮するものとする。</p>
<p>5 貢献度</p>	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する人及び団体で施工能力等を有する人及び団体であるときは、選定標準によらずに指名することができるものとする。</p> <p>(1) 当該工事場所の地権者</p> <p>(2) 当該町内に本社又は営業所等を有する人及び団体</p> <p>(3) 当該建物及び設備のメンテナンス等を行っている人及び団体</p> <p>(4) 過去2年間に本市の優良工事施工業者として表彰を受けた人及び団体</p> <p>(5) 国際標準化機構（ISO）規格の認証を取得している人及び団体</p> <p>ア ISO9001又はISO9002の認証を取得してい</p>

	<p>る人及び団体</p> <p>イ ISO14001の認証を取得している人及び団体</p> <p>(6) 男女共同参画の促進に資するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき育児休業制度及び介護休業制度を実施し、同法第24条若しくは第27条に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じている人及び団体</p> <p>(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者（法定雇用障害者数が0人の場合にあつては、1人以上の障害者）を雇用している人及び団体</p> <p>(8) 労働安全衛生マネジメントシステム規格の認証を取得している人及び団体</p> <p>(9) 一般財団法人持続性推進機構（IPSuS）エコアクション21中央事務局が認証するエコアクション21を認証登録している人及び団体</p>
6 手持工事の状況	<p>本市における手持工事の状況から見て、当該工事を施工する能力があるか否かについて考慮するものとする。</p>
7 当該工事施工の技術的適性	<p>次の事項に該当するか否かを考慮するものとする。</p> <p>(1) 当該工事と同種の工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 発注工事の種類に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(4) 地形、地質等の自然条件、周辺環境条件等が当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>
8 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止措置要領別表第1に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案して指名するものとする。</p> <p>(3) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であつて、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(4) 本市の発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生があるなど安全管理の成績が特に不良である場合は、指名の際に考慮するものとする。</p>
9 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払いについて関係行政機関等からの情報があり、当該状態が継続している場合であつて明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 本市の発注工事について、建設業退職共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、及び証紙購入若しくは貼付が十分か否かを総合的に勘</p>

<p>10 受注件数の状況</p>	<p>案するものとする。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けているなど労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重するものとする。</p> <p>(1) 当該年度における受注件数が無いか、又は比較的少ないことを考慮して指名するものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、当該年度における実績により受注件数を判断することが適当でないと認められるときは、前年度の受注件数を考慮するものとする。</p>
-------------------	---

別表第4（第6条関係）

指名業者選定標準

土木一式工事及び建築一式工事

工事の級	割 合	順 位
A	A級業者 100%	
B	B級業者 70%以上 A級業者 30%以内	1位 B級業者 2位 A級業者
C	C級業者 70%以上 B級業者又はD級業者 30%以内	1位 C級業者 2位 B級業者又はD級業者
D	D級業者 70%以上 C級業者 30%以内	1位 D級業者 2位 C級業者

ほ装工事、電気工事及び管工事

工事の級	割 合	順 位
A	A級業者 70%以上 B級業者 30%以内	1位 A級業者 2位 B級業者
B	B級業者 70%以上 A級業者 30%以内	1位 B級業者 2位 A級業者

備考

- 1 最下位以外の格付業者にあつては、直近下位への乗り入れを認める。
- 2 最下位の格付業者にあつては、当該格付業者の工事の級に対応する最大発注標準額の2倍の額未満の額の工事を限度として直近上位への乗り入れを認める。
- 3 割合は、指名業者数、区域、工事の種類等により調整することができる。

別記様式（第7条関係）

建設工事施工能力審査結果通知書

年 月 日

様

上越市長

先に提出された建設工事入札参加資格審査申請書により審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

受付番号	格付等級				
	土 木	建 築	舗 装	電 気	管
	A	A	A	A	A
	B	B	B	B	B
	C	C			
	D	D			

※ ○で囲んだものが格付等級です。

備考

- 1 この審査結果は、 年 月末までの本市の工事に限り有効です。ただし、建設業許可の満了期限前に許可の更新がなされない場合は、期間満了日をもって効力を失います。
- 2 入札参加申込書の記載事項が事実と相違すると認められるときは、参加資格を失わせ、又は降級することがあります。